

(一財)食品産業センター 環境委員会NEWS

No.67

平成29年1月26日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会

事務局 加藤・渡邊

TEL:03-3224-2384

FAX:03-3224-2398

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

配信記事：食品廃棄物の不適切な転売について

昨年1月、食品製造業者等が産業廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事件が発覚し、政府では「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を取りまとめ、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の見直し」及び「食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組の指針を示したガイドラインの策定」について、中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会での議論を経て、本年1月26日に省令の改正及びガイドラインの公表が行われました。

当センターにおいて、これまでの経緯と省令改正及びガイドラインの概要を纏めましたので、お知らせいたします。

なお、環境省及び農林水産省より、この度の改正内容について事業者の皆様にご理解いただくため、地域または業界で関係者が参集されるような場での説明をさせていただきたいとの依頼がありましたので、ご要望がありましたら事務局までご相談ください。

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。

FAX版は、添付資料等により送付部数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいたURLにて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

(一財)食品産業センター 技術環境部
環境委員会 事務局 加藤、渡邊
TEL:03-3224-2384 / FAX:03-3224-2397・2398
Mail: m-kato@shokusan.or.jp

食品廃棄物の不適切な転売について

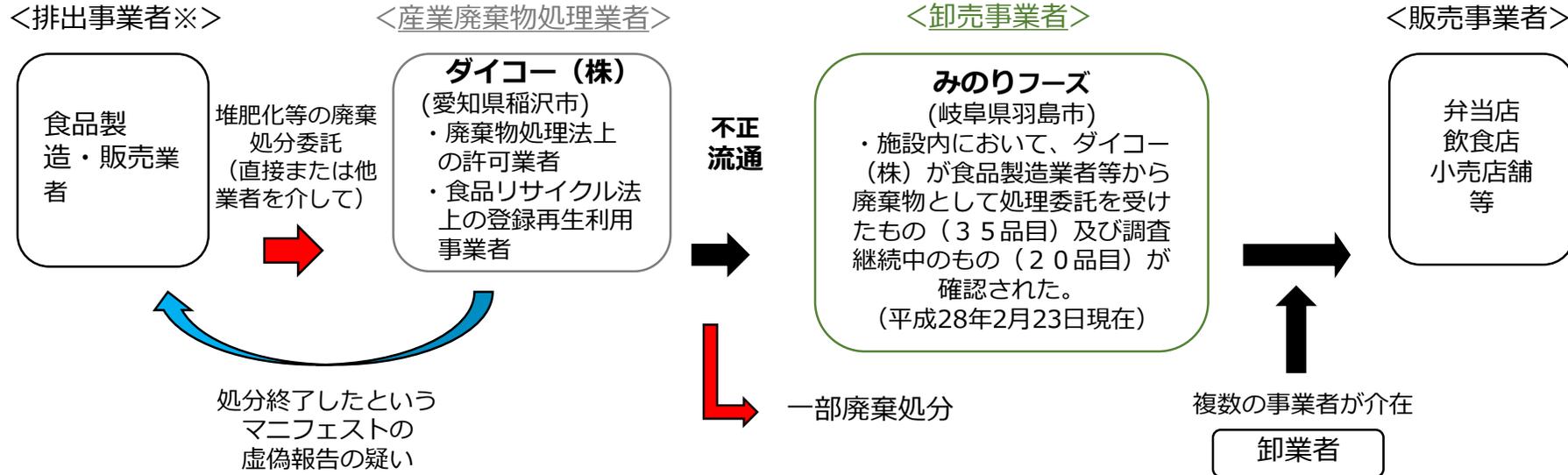
<経緯>

平成28年

- 1月中旬 食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者（食品リサイクル法の登録再生利用事業者）により食品として不正に転売されてしまった事案が、発覚。
- 1月下旬～ 全国の類似の事業を行う産業廃棄物処理業者（約1800施設）に立入検査を実施。
本事件以外に食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。
- 2月24日 第12回中央環境審議会循環型社会部会にて「食品廃棄物の不適正な転売事案について」審議。
- 2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ。
再発防止に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ、速やかに着手することとした。
- 3月14日 食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）を環境省が公表。
- 3月25日 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会にて基準省令改定について諮問。
- 4月下旬～6月上旬 食品関連事業者の業界団体等34団体・企業）に、転売防止対策に関するヒアリング実施。
- 6月2日 第13回中央環境審議会循環型社会部会にて「食品廃棄物の不適正な転売事案について」審議。
- 7月6日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会との
- 9月8日 合同会合にて、食品関連事業者に求める食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組についての審議
- 9月14日 第15回中央環境審議会循環型社会部会にて答申案を了承し、環境大臣に答申（16日）。
- 10月14日 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会にて答申案を了承し、同日農林水産大臣に答申。
- 11月17日 「食品廃棄物等の不正転売防止について」の説明会の開催 両省担当補佐による説明。
- 11月25日 食品リサイクル法判断基準省令改正案のパブリックコメント 12月24日締切。

平成29年

- 1月18日 食品リサイクル法判断基準省令改正案のパブリックコメント募集結果の公表
- 1月26日 食品リサイクル法判断基準省令の改正、ガイドラインの公表



- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
- ・マニフェストにより最終処理を確認すること。
 - ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ（マニフェストの虚偽報告等）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ（国が把握できていなかった点）

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法に抵触するおそれ（無許可営業）
- 食品表示法に抵触するおそれ（表示がない商品が小売りされた点）
- 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ（取引記録が作成されていない点） 等

（現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。）

（参考）我が国においては、食品廃棄物等（年間約2797万トン（うち事業系が1927万トン）、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約632万トン（うち事業系が330万トン））が大量に発生している。このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

○廃棄食品の不正流通に関する政府全体の取組

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた
(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
【廃棄物処理法】
産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト
- 【食品リサイクル法】
登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化 (環)
 - ・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化
 - ・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化 (環・農)
 - ・適正処理の強化と人材育成 (環)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化 (環・農)
 - ・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
 - ・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い
【食品衛生法】 無許可営業等
【食品表示法】 表示がない商品の小売り

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底 (厚)
 - ・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請
- ②食品表示の適正化 (消)
 - ・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
 - ・廃棄物部局と食品部局の連携
- ②消費者への注意喚起等 (消・厚)
 - ・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)
- ③健康被害の早期把握 (消・厚)
 - ・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化（環・農）

- 本事案を受け、環境省・農林水産省等が共同して、全ての登録再生利用事業者に対して立入検査を実施。
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により登録事業者に対する指導・監督を強化。

①国による報告徴収等の積極的実施

- 本事案を受けた対応としての立入検査の実施
- 新規登録・更新時の現地確認の実施を徹底
- 登録事業者からの積極的な報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し等

②地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分量を行う自治体での行政指導等の状況を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会
- 国による立入検査と、地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携

- 食品循環資源の再生利用等の適確な実施のために、食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）について、環境省と農林水産省の審議会の合同会合において審議。
- パブリックコメントを経て、食品関連事業者の判断の基準となる省令の改定やガイドラインを公表。
(平成29年1月)

<基本的な考え方>

- ◆ 食品関連事業者が、排出事業者責任を重く再認識した上で、再生利用事業者等との信頼関係の強化等により、食品リサイクルの適確な実施を確保。
- ◆ 食品リサイクルの取組と、食品廃棄物の不適正な転売防止のための措置とを同時に達成。

<食品関連事業者が実施すべき具体的取組>

- ①食品廃棄物が委託契約どおりに収集・運搬及び再生利用されるよう確認
- ②食品廃棄物の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を実施
- ③適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定

食品循環資源の再生利用等の実施の原則（第1条）

- ・ 食品循環資源の再生利用等を実施する際に、不適正な転売を防止するため適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにする。

食品廃棄物等の収集又は運搬の基準（第5条）、左記の委託の基準（第6条）

再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準（第7条）、左記の委託及び譲渡の基準（第8条）

- ・ 食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる。（第5条、第7条）
- ・ 委託先において委託の内容どおり収集、運搬及び再生利用されるよう確認する措置を講ずる。（第6条、第8条）
- ・ 委託先における特定肥飼料等の製造状況に加え、利用状況の確認を行う。（第8条）
- ・ 特定肥飼料等の製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する。（第8条）

対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の改定の詳細



対策③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）の改定の詳細。

● 第10条 情報の提供

● 第11条 食品廃棄物の減量

● 第12条 費用の低減

● 第13条 加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進
・フランチャイズ本部による加盟者への指導

● 第14条 教育訓練
・従業員に対する再生利用等に関する必要な教育訓練

● 第15条 再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備

色付き：転売防止に係る部分

青字：平成29年1月改正前から規定済みのもの。

赤字：平成29年1月改正により追加されたもの。

食品リサイクル法に基づき食品関連事業者に求められる、食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組の指針を示した**ガイドライン**を策定。

全ての食品関連事業者に求められる取組

- 転売防止の観点でも**まずは食品リサイクルの適確な実施の確保のための取組を徹底**
 - ・食品循環資源の適正な管理
 - ・処理委託先における肥飼料等の製造状況・利用状況の定期的な確認 等
- 自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について**排出事業者責任**を重く再認識
- **再生利用事業者等との信頼関係の強化**等により食品リサイクルに主体的に取り組む



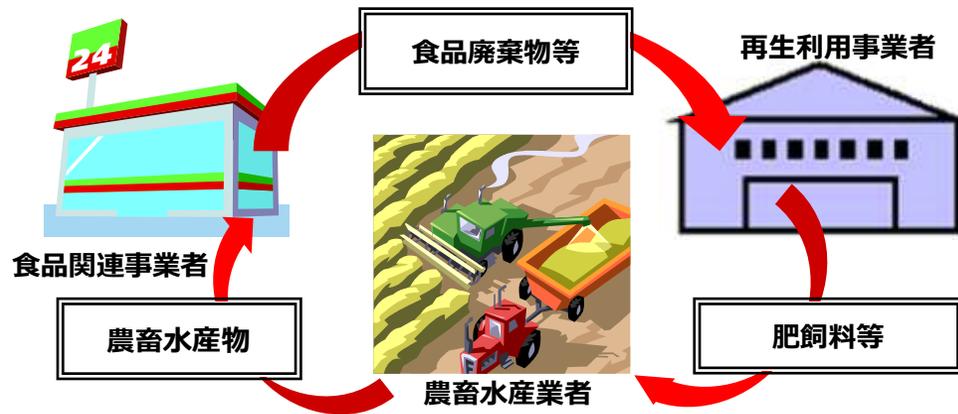
本事案を受けた追加的な転売防止措置

- 廃棄される食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは排出される場面に応じて、**転売のリスクを考慮しつつ、追加的に転売防止措置**を検討。
- 転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合に、通常の業務管理に加え、**取組を柔軟に選択して実施**。
- **食品リサイクルの取組の促進と転売防止のための措置を同時に達成**するよう取り組む。

具体的な取組例①

■ 再生利用事業者等との間の信頼関係の構築

- ・再生利用事業による肥飼料等の製造・販売状況、農産物の生産状況の把握、適正料金に関する議論の促進
- ・仲介業者に任せきりにせず、排出事業者が廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施する体制を整備
- ・食品リサイクルループの構築など、再生利用事業者、農畜産物生産者との協働による事業の実施 等



具体的な取組例②

■ 処理委託時の取組

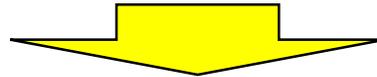
- ・ 廃棄物処理法に基づく許可や収集・運搬を行うために必要な処理能力の確認
(特に、一度に一定量以上の食品廃棄物が発生する際は留意)
- ・ マニフェスト又は伝票による搬入量等が記載された書類の管理状況の確認
- ・ 再生利用施設の訪問による製造状況の確認
- ・ 再生利用事業者が設けている管理規程等の確認
- ・ 製造される特定肥飼料等の販売、利用状況の確認
- ・ 適正料金で再生利用を行う委託先の選定 等

具体的な取組例④

■ 食品廃棄物等の引渡し時の取組

【不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられるケースの例】

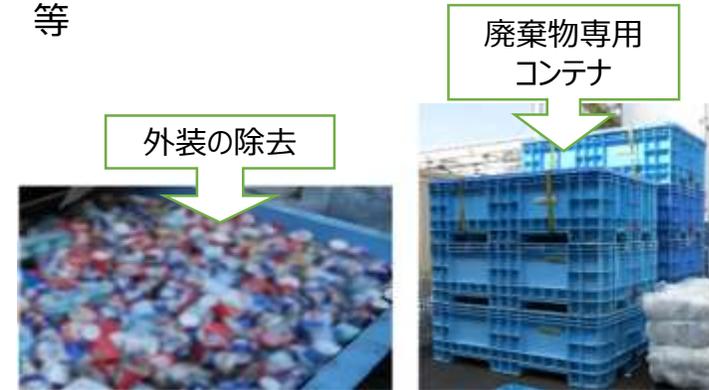
- ・ 不定期に、かつ一度に一定量以上の食品廃棄物等が発生する場合
- ・ 消費・賞味期間が比較的長い食品を廃棄する場合 等



【転売防止措置の例】

(※以下のような取組を柔軟に選択)

- ・ 包装の除去・毀損
- ・ 賞味期限が切れていることが表示されている形での排出
- ・ 廃棄物である旨の印の付与
- ・ 再生利用設備への投入を目視で確認



産業廃棄物として排出される食品廃棄物等に限られるわけではないので、食品卸売業、食品小売業及び外食産業においても検討を行う必要

具体的な取組例④

■ 処理終了時その他の取組

- ・ マニフェスト、伝票等による処理終了の確認
- ・ 再生利用施設への定期的訪問
- ・ 従業員、加盟店への教育訓練 等

<再生利用施設への訪問時の確認ポイントの例>

- ・ 廃棄物の処分に供する再生利用施設が適切に稼働しているか
- ・ 妥当と考えられる保管方法となっているか
- ・ 事業場が清潔に保たれているか。
(悪臭の発生、汚水等の流出がなく、害虫等の発生はないか)
- ・ 食品循環資源の引き受け、施設への搬入、再生利用設備への投入状況について記録が適切に管理されているか
- ・ 製造される特定肥飼料等の販売、利用状況の確認
(在庫を過剰に保管していないか、利用者にも確認が可能か) 等